四　株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項に規定する再生支援決定を受けている会社
五　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十九条第四項に規定する支援決定を受けている会社
六　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項に規定する産業復興機構による支援を受けている会社
七　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条第一項若しくは第二十六条第一項に規定する認定を受けている会社又は同法第百二十一条第一項に規定する認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従つて事業を承継している会社
八　合理的な経営改善のための計画（法第八十九条の四に規定する金庫等、株式会社商工組合中央金庫、保険会社（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等を含む。）、銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社
イ　当該債務の全部又は一部を免除する措置
ロ　当該債務の全部又は一部を消滅させるために株式を取得する措置
ハ　当該債務に係る債権の全部又は一部が当該会社に対する他の債権に後れることとする措置
（当該会社の財務指標が当該特定金融機関等及び当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を下回つた場合に、当該会社が期限の利益を喪失する措置を併せて講じているものに限る。）

8　法第五十八条の三第一項第二号の二又は第五十八条の五第一項第七号の二に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める要件は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
一　金庫又はその子会社が前項に規定する会社（同項第八号に該当するものに限る。）の議決権を同号ロに掲げる措置により取得する場合　次のいずれかに該当すること。
イ　特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第百五十八号）第二条第三項に規定する特定調停が成立していること。
ロ　民事再生法第百七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
ハ　会社更生法第百九十九条第一項の規定による更生計画認可の決定を受けていること。
ニ　産業競争力強化法第二条第十六項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき事業再生計画が作成されていること。
二　前号に掲げる場合以外の場合　同号イからハまでのいずれかに該当すること。

第四十六条第一項中「第五十八条の三第二項」を「第五十八条の三第二項本文」に、「準用」を「読み替えて準用」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の二号を加える。
七　労働金庫の子会社である法第五十八条の三第一項第二号又は第二号の二に掲げる会社による株式又は持分の取得
八　労働金庫連合会の子会社である法第五十八条の五第一項第七号又は第七号の二に掲げる会社による株式又は持分の取得

第四十六条第二項中「準用」を「読み替えて準用」に、「前項各号」を「金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第一項第一号から第六号まで」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2　法第五十八条の三第二項ただし書（法第五十八条の五第五項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事由は、前項第七号又は第八号に掲げる事由とする。

第四十八条第一項第九号中「第四十五条第八項の規定による新規事業分野開拓会社等の議決権の」を「新規事業分野開拓会社等の議決権について第四十五条第十一項の規定による処分を行おうとするとき又は事業再生会社の議決権について同条第十二項の規定による」に改め、同項第十号を削り、同項第十一号を同項第十号とし、同条第二項中「前項第十一号」を「前項第十号」に改める。

第五十条の次に次の一条を加える。

（特例対象会社）

第五十条の二　法第五十八条の四第九項又は第五十八条の六第四項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けている会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（金庫の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。
一　株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該金庫又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となつているもの
二　株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該株式会社に当該金庫又はその子会社が出資しているもの

2　前項の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該金庫に係る法第五十八条の四第九項又は第五十八条の六第四項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該金庫又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（その総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

3　法第五十八条の四第九項又は第五十八条の六第四項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子法人等及び関連法人等（令第五条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）であつて、当該会社の議決権を、当該金庫又はその子会社である新規事業分野開拓会社等若しくは事業再生会社以外の子会社が、合算して、当該会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数を超えて保有していないものとする。

4　法第三十二条第六項の規定は、前二項に規定する議決権について準用する。

第五十六条第六項第二号中「（令第五条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）」を削る。

第六十九条第二項第二号中「吸収合併存続金庫又は新設合併設立金庫」を「吸収合併存続金庫又は新設合併設立金庫の事業に関する十分な知識及び経験を有する役員、会計監査人又は職員の確保の状況、当該申請をした金庫の経営管理に係る体制等に照らし、当該金庫」に改める。

第八十三条第一項第十一号中「第四十六条第一項各号」を「金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第四十六条第一項各号」に改め、同項第十六号中「の会社」の下に「及び事業再生会社」を加え、同項第二十一号中「以下」を削り、同条第三項第三号中「業務報告書」を「業務報告」に改める。